

# 一般質問通告書

NO.1

上記の件について、下記の通り質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により  
 通告します。

平成 30 年 2 月 13 日  
 東村山市議会 議長 様

議席番号 19番  
 質問者 熊木 敏己

## 記

番号	質問の項目と要旨
1	東村山市庁内における DV・ストーカー被害者等の支援措置対応について
(要旨)	平成24年に起きた返子ストーカー殺人事件で、自治体に対し守秘義務違反・プライバシー侵害による損害賠償訴訟があり、本年1月15日横浜地裁で、市職員が加害者側に「命に関わる情報を漏らした」として、市側の過失を認定した。亡くなられた方の配偶者は、全国の市町村の教訓にして欲しいとの思いから提訴をし、今回自治体においてミスをしたら責任を問われることが明らかとなった。以下 東村山市の閲覧制限関連等の支援措置対応について伺う。
(1)	「住民基本台帳事務における支援措置申出書」が提出された場合、当市での担当所管はどこであるのか伺う。
(2)	総務省の云う「住民基本台帳事務における支援措置」は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧・住民票の写し等の交付・戸籍の附票の写しの交付の三点の制限しか謳っていないが、住所を知ろうと謀れば、他の方法で住所記載のある証明書等は取得できると考えるが、見解を伺う。
(3)	申出書を受理されてから、庁内関係部局にはどのように伝達されるのか伺う。
(4)	返子市では、総務部納税課職員のパソコンからアクセスすると閲覧時に警告表示はできるが、閲覧自体はできる状態であり、複数の職員が操作できる状況でもあったとされている。よって、誰が漏らしたのか不明のままであるが、東村山市はどのようなセキュリティー対策をされているのか伺う。
(5)	返子事件では誰が漏らしたのか特定できなかったことから、漏洩職員個人が訴えられることはなかったが、個人が特定できれば個人への損害賠償も可能と考えるが、見解を伺う。
(6)	東村山市DV被害者支援庁内連携会議が平成28年4月より設置されているが、DV被害者のみ設置の対象とされている理由を伺う。
(7)	同上連携会議設置要領の第2に所掌事務がある、(1)庁内の連携 (2)情報共有 (3)流出防止の事務を行うとされているが、連携・共有・ミス防止について庁内での会議の状況を伺う。
(8)	返子ストーカー事件その他から、当市での今後の検討改善点、必要な対策等があれば伺う。

# 一般質問通告書

NO.2

質問者 熊木敏己

19番

番号	質問の項目と要旨
2	新たな公民連携について
(要旨)	<p>先日新聞に 東村山市の「公共施設管理を包括委託」と記事が掲載された。働き方改革では、総合人材サービス企業のパーソナルテンプスタッフとも包括連携協定を結び、共同研究の成果から、ジョブシェアセンター開設を図ると聞いている。その他にも公民連携を積極的に検討され公民連携地域プラットホーム構想、民間提案制度なども着実に進められている処ではあるが、新たな公民連携の手法について伺う。</p>
(1)	<p>一般質問等で議員から様々な提案がされ、中には事業としてあげられるものもあるが、多くは「(先進市を)調査し検討したい」とする答弁となる。「包括施設管理委託」や「パーソナルテンプスタッフとの包括連携契約～新事業」は、都内初・全国初となるが、初となる事業はどのような経過を以て決定されるのか 伺う。</p>
(2)	<p>新たな公民連携として、ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)という手法がある。これは、成果連動型支払いでの業務委託契約であり、事業への民間資金を充てる手立てもある。</p> <p>国内での導入はまだ少ないが、八王子市では「がん検診受診率向上」神戸市では「糖尿病性腎症等重症化予防」で導入している。</p> <p>政府の戦略としても、「民間活力を社会的課題の解決に活用するため成果報酬型の委託事業を実施するSIBなどの取組を保健福祉分野で広げる」(成長戦略)、「SIBなどの手法によりソーシャルベンチャーを効果的に活用して、地方公共団体が取り組む事業に対する地方創生推進交付金等による支援」(地方創生総合戦略)を閣議決定している。法務省では、再犯防止での導入に関心を持っているとも聞いている。</p> <p>成果連動型業務委託契約の導入について課題も多くあると感じているが、可能性について見解を伺う。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>